

## 枚方市運動広場・テニスコート等における気象状況等に伴う中止判断基準に関する内規

### 1. 目的

枚方市運動広場・テニスコート等における気象状況等に伴う施設使用料の還付については、“天災その他本人の責めによらない理由により使用できなかった場合”と定められている。指定管理者として、天災その他にあたる事象に関してその基準を明確にすることによって、使用者が安全かつ安心してスポーツを楽しむことができる環境作りを目的とする。

### 2. 適用施設

施設名	管理事務所	所管課
王仁公園 テニスコート	王仁公園管理事務所	公園課
王仁公園 運動広場		
王仁公園 バレーボールコート		
中の池公園 運動広場		
香里ヶ丘中央公園 運動広場	総合スポーツセンター	スポーツ振興課
藤阪 テニスコート		
藤阪東町中央公園 テニスコート		
東部公園 野球場（ひらかた東部スタジアム）		
春日 テニスコート		
伊加賀スポーツセンター テニスコート	伊加賀スポーツセンター	
伊加賀スポーツセンター 運動広場		

### 3. 中止判断基準（使用料還付請求理由における天災等として扱う事象）

	気象状況等（事象）	内容	
1	降雨等（コート不良含む）	降雨（降雪） プレーに支障をきたす状態（水たまり等）	
2	注意報等	高温	WBGT（暑さ指数）が31℃以上 気温が35℃以上
		強風	強風注意報発表（平均風速 12m/s）
		雷	雷注意報発表（落雷の被害が予想される場合）
		光化学スモッグ	光化学スモッグ注意報発令
		PM2.5	PM2.5 注意報発令

### 4. 中止方法

- (1) 気象状況等による中止は、使用者からの申し出によりできるものとする。
- (2) 降雨等の判断は、概ね 1 時間前から判断できるものとする。
- (3) 注意報等による中止は、使用区分開始時点または活動中において発表・発令中であるものとする。

### 5. 確認方法

- (1) 降雨等は、現地（各施設）の状況を判断基準とする。ただし、使用施設内に管理事務所が無い場合は、使用者の申告による判断も可とする。
- (2) 注意報等においては、気象庁・環境省等が発表・発令したものをインターネット等で確認を行なうものとする。

## 6. 還付基準

施設名	還付基準
テニスコート	使用時間 1 時間に対し 30 分未満の使用の場合は全額還付とする
運動広場	使用区分（2 時間または 1 時間）に対し半分未満の使用の場合は全額還付とする

※気象状況等を理由に使用を中止された場合、上表を基準に使用料を還付する（未納の場合は取消可）

※中止による代替日程の確保はしない

## 7. その他

- （1）使用者から中止の申し出が無い場合でも、暴風警報発表時、雷発生時など使用者の安全を確保が困難と判断した場合は、使用を中止させることができる。なお、この場合の還付基準は前項（6. 還付基準）と同様とする。
- （2）この内規に定めのない事項に関しては、各施設の所管課と協議の上決定するものとする。
- （3）今後の使用状況や運営状況等を鑑み、実情に合わせた改正を随時行うものとする。

平成 28 年 4 月 1 日から運用する。